

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
244～245	8 土木費	1 土木管理費	2 建築指導費	1-3	老朽危険空き家対策推進費	千円 43,220

1 事業概要

安全で快適な住まいとまちをつくるため、国の空き家対策総合支援事業補助金等を活用し、老朽化し危険になる恐れのある特定空家等の除却等を推進するもの。

2 事業内容

事業名	内容
(1) 特定空家等除却費補助金	所有者が行う除却工事への助成
(2) 緊急安全代行措置	市が緊急性・安全性・公益性を考慮し、空き家の危険回避のための応急措置を実施
(3) 行政代執行	市内に所在する老朽危険空き家について、必要な措置を取るよう命じられた義務者が措置を履行しない場合等に義務者の代わりに必要な措置を実施
(4) 相続人調査委託	市の指導対象となる特定空家等の所有者の相続人調査の委託を実施

(1) 特定空家等除却費補助金【補助】

一定の老朽度を満たす特定空家等の除却に要する経費の一部を助成する。

ア 対象：市内に存する老朽度が50点以上の特定空家等

イ 助成額：補助対象経費（除却工事費の8/10）の1/2（上限：500千円）

補助対象経費（4/5）		補助対象外経費 （1/5）
補助金（2/5）（上限：50万円）		事業者負担 （3/5）
国 1/2（上限有）	市 1/2	

ウ 予 定：令和7年度 55件
エ 実 績：

年度	H23～R3	R4	R5	R6.12末	合計
件数	220件	25件	35件	42件※	322件

※令和6年12月末の交付決定件数

(2) 緊急安全代行措置【単独】

市が、「長崎市空家等対策の推進に関する条例」に基づき、空き家に必要最低限の応急措置を実施する。

ア 対象：市が、緊急に危険を回避する必要がある状態で、放置することが公益に反すると認めた空き家

イ 予 定：令和7年度 4件

ウ 実 績：

年度	H25～R3	R4	R5	R6.12末	合計
件数	11件	0件	0件	0件	11件

(3) 行政代執行【単独】

市内に所在する老朽危険空き家について、必要な措置を取るよう命じられた義務者が措置を履行しない場合等に義務者の代わりに必要な措置を実施

- ア 内容：市内に所在する老朽危険空き家のうち、義務者が命じられた措置を履行しない、履行が不十分である又は予め定められた期限までに完了する見込みがないもの。
- イ 対象：市道等の公共空間に面し、そのまま放置すれば倒壊等により不特定多数の人の安全を脅かす恐れがあり、市が危険を回避する必要がある老朽危険空き家
- ウ 実績：

年度	H27～R3	R4	R5	R6.12末	合計
件数	2件	0件	0件	0件	2件

※略式代執行含む

エ 予定：令和7年度 1件

(ア) 所在地：女の都2丁目

(イ) 建物、土地の規模（登記簿情報）

建物	所在	女の都2丁目
	構造	木造セメント瓦葺2階建
	床面積	69.55㎡（1階部分：49.68㎡）
土地	地番	女の都2丁目
	地目	宅地
	地籍	204.00㎡

※建物と土地の所有者は、異なる



付近見取図

(ウ) 女の都2丁目老朽危険空き家の経過

- ・ 令和2年9月 台風により2階部分が半壊し、瓦や建材が市道等に落下、飛散。(写真②)
- ・ 令和2年10月 2階部分が市道女の都13号線側へ倒壊する恐れがあり、所有者不明であったため、条例に基づく緊急安全代行措置を実施(写真③)
- ・ 令和3年7月 所有者により、2階部分の解体撤去及び屋根へのブルーシートを被せる措置が行われた。(写真④)

①台風被災前



②台風被災後



③緊急安全代行措置後



④所有者による措置(2階部分撤去)後

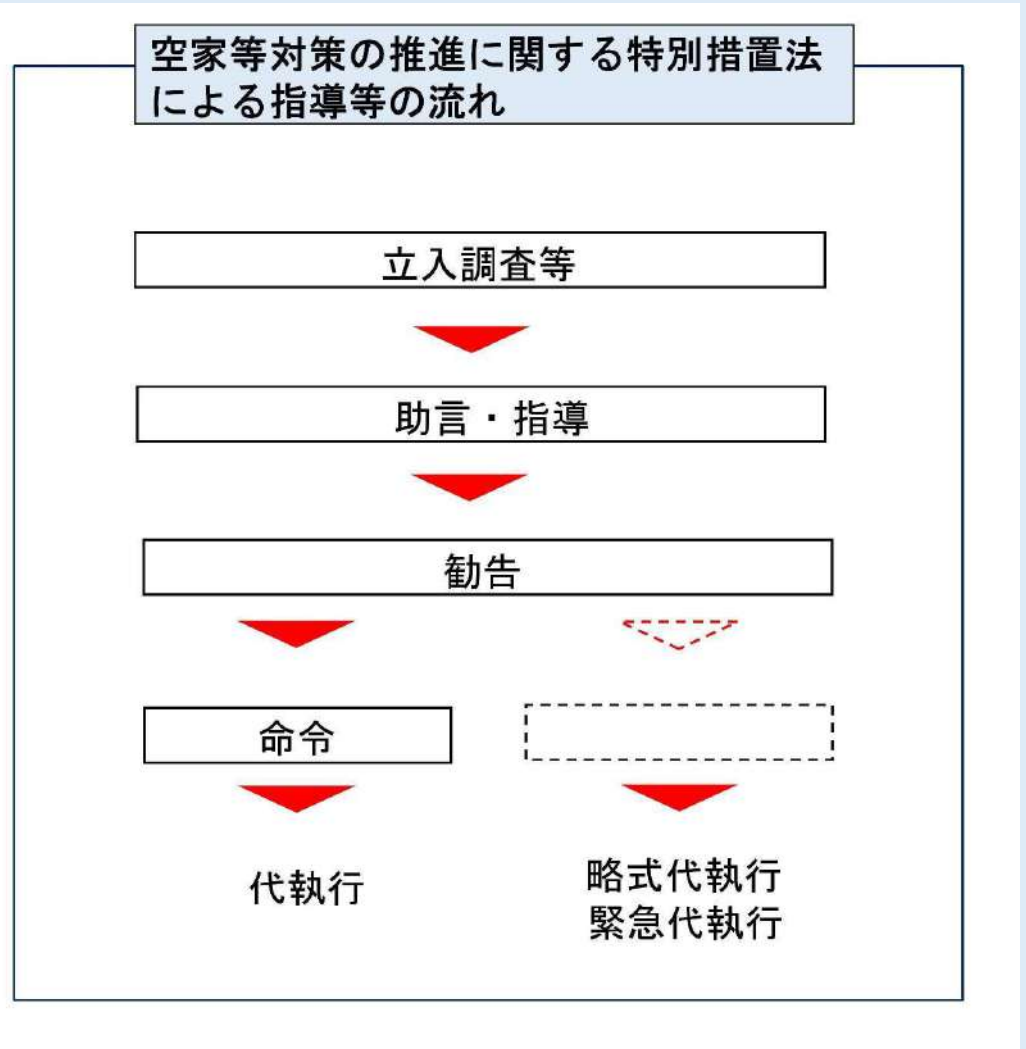


(エ) 女の都2丁目老朽危険空き家の現況



当該老朽危険空き家は市道女の都13号線に面し、市道側へ瓦等の落下が確認されるとともに、市道側へ建物が倒壊する恐れがある。当該市道は、長与町内から長崎市内へ通り抜ける車両の通行が多く、今後市道を通行する不特定多数の車両や人に危険をおよぼす可能性がある。

(オ) 行政代執行までの流れ



(4) 相続人調査委託【補助】

市の指導対象となる特定空家等の所有者の相続人調査の委託を実施

ア 内容：特定空家等の指導等は、所有者が死亡している場合、相続権者全員に行う必要があるが、相続人調査に時間を要しているため、司法書士や行政書士などの専門家に相続人の調査を依頼し、特定空家等の指導の強化を図る。

イ 対象：市の指導対象となる特定空家等の所有者

ウ 想定件数：令和7年度 180件

3 事業費内訳

項目	事業費	内容
(1) 特定空家等除却費補助金	27,500千円	[補助金] @500千円×55件分
(2) 緊急安全代行措置	1,698千円	[委託料] 4件分
(3) 行政代執行	6,822千円	[工事請負費等] 1件分
(4) 相続人調査委託	7,200千円	[委託料] 180件分
計	43,220千円	

4 財源内訳

総事業費 ①	予算計上額 ②	財 源 内 訳				事業者 負担額 ①-②
		国庫支出金	県支出金	その他※	一般財源	
千円 84,470	千円 43,220	千円 17,350	千円 -	千円 8,530	千円 17,340	千円 41,250

※ 緊急安全代行措置費負担金、代執行負担金など

項目	総事業費 ①	予算 計上額 ②	財 源 内 訳				事業者 負担額 ①-②
			国庫 支出金	県 支出金	その他	一般 財源	
(1) 特定空家等除却費補助金	68,750	27,500	13,750	-	※1 10	13,740	41,250
(2) 緊急安全代行措置	1,698	1,698	-	-	※2 1,698	-	-
(3) 行政代執行	6,822	6,822	-	-	※3 6,822	-	-
(4) 相続人調査委託	7,200	7,200	3,600	-	-	3,600	-
計	84,470	43,220	17,350	-	8,530	17,340	41,250

※1 証明手数料を含む

※2 緊急安全代行措置費負担金

※3 代執行負担金

(空き家所有者からの費用徴収が困難となった場合は、国の財源を活用予定)